

指定地域密着型サービス事業者 各位

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

令和 7 年度岡山市認知症対応型サービス事業管理者等養成研修の実施について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、本年度も岡山県との共催により、下記のとおり実施することとなりました。

つきましては、貴事業所で受講対象者がおられる場合は、漏れなくお申し込みをいただきますようお願いいたします。なお、定員を超える申込みがあった場合は、受講できないことがありますので、予めご了承ください。（受講者の決定は、7月下旬の予定です。）

記

1 実施予定の研修

別紙「令和 7 年度認知症対応型サービス事業管理者等養成研修の予定」のとおり

2 提出方法 郵送又は持参

3 提出書類

（1）認知症対応型サービス事業開設者研修

- ・受講推薦書（様式 2）

（2）認知症対応型サービス事業管理者研修

- ・受講推薦書（様式 1）
- ・旧基礎課程又は実践者研修修了証書の写し

（3）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

- ・受講推薦書（様式 1）
- ・旧基礎課程又は実践者研修修了証書の写し

※上記提出書類の各様式については、岡山市事業者指導課のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007571.html>

4 提出期限 令和 7 年 7 月 7 日（月）必着

裏面に続く

5 提出先及び問い合わせ先

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 通所事業者係
TEL：(086) 212-1013 / FAX：(086) 221-3010

6 留意事項

(1) 受講者の募集等について

令和7年度も前年度までと同様に、年間スケジュールに基づき、受講者の一括募集を行います。なお、受講決定後の受講辞退、受講者変更がある場合は、早急に岡山市事業者指導課まで連絡願います。

(2) 平成16年度までに旧基礎課程を修了した方の取扱い

平成18年度以降、管理者の変更をする場合は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了する必要があります。管理者の変更を予定している場合は、必ずお申込みください。(旧基礎課程修了のみでは、管理者に就任できません。)

なお、平成17年度末時点で必要な研修を受講の上、引き続き、同一事業所の管理者である場合は、本研修の受講は必要ありません。